

平成30年第1回本巢市議会定例会議事日程（第2号）

平成30年3月2日（金曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第2号 本巢市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第3号 本巢市防災会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第4号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第5号 本巢市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第6号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第7号 消防広域化に伴う人事関係条例の整理に関する条例について
- 日程第8 議案第8号 本巢市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第9号 本巢市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第10号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第11号 本巢市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第12号 本巢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第13号 本巢市転作促進技術研修センター条例を廃止する条例について
- 日程第14 議案第14号 本巢市企業誘致促進審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第15号 本巢市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第16号 本巢市企業用地造成事業特別会計条例について
- 日程第17 議案第17号 本巢市織部の里もとす条例等の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第18号 本巢市環境保全に伴う旅館建築の規制に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第19号 本巢市市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第20号 本巢市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第21号 本巢市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第23号 本巢東辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第23 議案第24号 根尾西辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第24 議案第25号 市道路線の廃止及び認定について
- 日程第25 議案第26号 本巢消防事務組合の解散に関する協議について
- 日程第26 議案第27号 本巢消防事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第27 議案第28号 平成29年度本巢市一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第28 議案第29号 平成29年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第29 議案第30号 平成29年度本巢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第30 議案第31号 平成30年度本巢市一般会計予算について

- 日程第31 議案第32号 平成30年度本巢市国民健康保険特別会計予算について
 日程第32 議案第33号 平成30年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算について
 日程第33 議案第34号 平成30年度本巢市企業用地造成事業特別会計予算について
 日程第34 議案第35号 平成30年度本巢市農業集落排水事業特別会計予算について
 日程第35 議案第36号 平成30年度本巢市公共下水道特別会計予算について
 日程第36 議案第37号 平成30年度本巢市水道事業会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（16名）

1番	高橋勇樹	2番	今枝和子
3番	高田浩視	4番	寺町茂
5番	河村志信	6番	澤村均
7番	堀部好秀	8番	鏑本規之
9番	黒田芳弘	10番	臼井悦子
11番	道下和茂	12番	村瀬明義
13番	若原敏郎	14番	瀬川治男
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	石川博紀
教育長	川治秀輝	総務部長	畑中和徳
企画部長	大野一彦	市民環境部長	森寛
健康福祉部長	久富和浩	産業建設部長	青木幹根
林政部長兼 根尾総合支所長	蜂矢嘉徳	上下水道部長	三浦剛
教育委員会 事務局長	溝口信司	会計管理者兼 会計課長	小野島広人

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	坪内重正	議会書記	杉山昭彦
議会書記	大久保守康		

開議の宣告

○議長（鰐本規之君）

それでは再開をいたします。

ただいまの出席議員数は16名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鰐本規之君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号2番 今枝和子君と3番 高田浩視君を指名いたします。

日程第2 議案第2号（質疑・委員会付託）

○議長（鰐本規之君）

日程第2。

ちょっと御無礼いたします。暫時休憩。

午前9時01分 休憩

午前9時01分 再開

○議長（鰐本規之君）

再開をいたします。

ただいまの出席人数は16名であり、定足数に達しております。

日程第2、議案第2号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第2号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第2号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

日程第3 議案第3号（質疑・委員会付託）

○議長（鐔本規之君）

日程第3、議案第3号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第3号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第3号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

日程第4 議案第4号（質疑・委員会付託）

○議長（鐔本規之君）

日程第4、議案第4号についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第4号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第4号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

日程第5 議案第5号（質疑・委員会付託）

○議長（鐔本規之君）

日程第5、議案第5号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第5号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第5号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

日程第6 議案第6号(質疑・委員会付託)

○議長(鐔本規之君)

日程第6、議案第6号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第6号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第6号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

日程第7 議案第7号(質疑・委員会付託)

○議長(鐔本規之君)

日程第7、議案第7号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第7号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第7号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

日程第8 議案第8号(質疑・委員会付託)

○議長(鐔本規之君)

日程第8、議案第8号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第8号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第8号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

日程第9 議案第9号（質疑・委員会付託）

○議長（鐔本規之君）

日程第9、議案第9号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第9号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第9号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

日程第10 議案第10号（質疑・委員会付託）

○議長（鐔本規之君）

日程第10、議案第10号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第10号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第10号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

日程第11 議案第11号（質疑・委員会付託）

○議長（鐔本規之君）

日程第11、議案第11号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第11号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第11号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

日程第12 議案第12号（質疑・委員会付託）

○議長（鰐本規之君）

日程第12、議案第12号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第12号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第12号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

日程第13 議案第13号（質疑・委員会付託）

○議長（鰐本規之君）

日程第13、議案第13号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第13号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第13号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第14 議案第14号（質疑・委員会付託）

○議長（鰐本規之君）

日程第14、議案第14号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第14号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第14号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第15 議案第15号（質疑・委員会付託）

○議長（鐔本規之君）

日程第15、議案第15号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第15号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第15号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第16 議案第16号（質疑・委員会付託）

○議長（鐔本規之君）

日程第16、議案第16号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第16号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第16号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第17 議案第17号（質疑・委員会付託）

○議長（鐔本規之君）

日程第17、議案第17号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 道下和茂議員。

○11番（道下和茂君）

定例会議案の概要の66ページの本巢市織部の里もとす条例等の一部改正をする条例の概要についてでございますが、このところに別表がついております。

入湯料の関係ですが、概要の72ページ、ここの営業時間の問題ですが、利用者からは時間延長が、再三延長してほしいという声が多くあります。従来どおりになっておりますが、この際、延長できるような、できる規定というか、そういう形にしていきたいなと思います。

それと、現行の料金のことですが、今850円以内のところを、範囲内で管理者が決定し、市長の承認を得て定めた額となって、管理者努力でなされて、今市民割引がなされていると思いますが、管理運営方法が変わるということで、市民の割引というものがどうなっていくのか。特別な変動がない限り、やはり市民の福祉の向上、いろいろな面から考えますと、そのことを維持できるように考慮を願いたいと思います。

2点、産業建設部長にお聞きをします。

○議長（鰐本規之君）

産業建設部長、青木部長。

○産業建設部長（青木幹根君）

それでは、お答えをさせていただきます。

まず、延長できる規定なんでございますけれども、それから850円という入浴料でございますけれども、これにつきまして、今までの従来どおりでなっておりますけれども、これに決定に当たりましては、今まで新しい指定管理者との打ち合わせの中で決めてきたわけでございますので、再度確認をさせていただきますけれども、今、調整できることでありましたら、また調整をさせていただきますけれども、今の時点では今までどおりというふうに伺っておりますので、今後それについては調整させていただきます。

ただ、850円につきましては、また市民割引とかその辺については、今までどおりに継続していきたいと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（鰐本規之君）

道下議員。

○11番（道下和茂君）

今回の新しい指定管理者と協議してまいりますといいますが、もうすぐ4月でございます。

やはり時間延長というのは、例えば午後の8時ですね、夏場で午後の8時という、まだ明るいんですよ。もうちょっとこれは延長していただきたい。

今、できる規定になっていないでしょう。だから、条例をなぶっていかないことには、管理者もなぶれないんじゃないかと思うんですが、その点はいかがですか。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問について、青木部長。

○産業建設部長（青木幹根君）

失礼しました。

時間につきましてですけれども、指定管理者との協議の中で変更することができる規定になっておりますので、御承知おきをお願いしたいと思います。

○議長（鰐本規之君）

よろしいですか。

[挙手する者あり]

道下議員。

○11番（道下和茂君）

説明を受けたんですが、変更できるということであるんなら、何も別に条例も必要ないのかなと、そんなふう思うんですが、それはそれとしまして、ぜひ新しい管理者と御協議願いまして、今言いました2つの点はぜひとも継続、1つは料金体系は継続していただきたいのと、時間はせめて夏場では8時じゃなくしてもうちょっと時間を延長していただきたいと、そういうような交渉というか、打ち合わせをして願いたいと思います。

○議長（鰐本規之君）

道下議員、今のは要望でいいですか。それとも回答を求めますか。

○11番（道下和茂君）

明確な回答をできればいいけど、先ほどと同じことなら、要望としておきます。

○議長（鰐本規之君）

部長、回答できなければ、要望というふうにしますけど。

青木部長。

○産業建設部長（青木幹根君）

失礼しました。

利用時間につきましては、指定管理者は必ず必要があると認めるときは利用時間を変更することができるという形で、できる規定を7条で設けておりますので。

○議長（鰐本規之君）

暫時休憩いたします。

午前9時23分 休憩

午前9時24分 再開

○議長（鰐本規之君）

再開いたします。

青木部長。

○産業建設部長（青木幹根君）

今出ておりますのが、織部の里もとす条例の7条の2項の規定を申し上げたわけでございますが、これと同じ規定をNEO桜交流ランドのほうにも規定をしておりますので、お願いいたします。

[発言する者あり]

○議長（鐔本規之君）

暫時休憩をいたします。

午前9時25分 休憩

午前9時26分 再開

○議長（鐔本規之君）

再開をいたします。

青木部長。

○産業建設部長（青木幹根君）

大変失礼しました。

先ほど申し上げましたように、7条の2項に書いてございますように、時間につきましては、指定管理者とその必要があるときは利用時間を変更することができるというような規定でございまして、これについては桜交流ランドについても同じように規定をしておりますので、今後、運用についてそのようにさせていただきたいと思っています。

○議長（鐔本規之君）

よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第17号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。産業建設委員会においては、ただいまの質問において慎重審議していただくことをお願いしておきます。したがって、議案第17号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第18 議案第18号（質疑・委員会付託）

○議長（鐔本規之君）

日程第18、議案第18号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第18号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第18号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第19 議案第19号（質疑・委員会付託）

○議長（鐔本規之君）

日程第19、議案第19号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第19号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第19号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第20 議案第20号（質疑・委員会付託）

○議長（鐔本規之君）

日程第20、議案第20号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第20号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第20号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第21 議案第21号（質疑・委員会付託）

○議長（鐔本規之君）

日程第21、議案第21号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第21号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第21号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

日程第22 議案第23号（質疑・討論・採決）

○議長（鰐本規之君）

日程第22、議案第23号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第23号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第23号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第23号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第23 議案第24号（質疑・討論・採決）

○議長（鰐本規之君）

日程第23、議案第24号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第24号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第24号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第24 議案第25号（質疑・委員会付託）

○議長（鐔本規之君）

日程第24、議案第25号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第25号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第25号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第25 議案第26号（質疑・討論・採決）

○議長（鐔本規之君）

日程第25、議案第26号を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第26号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第26号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第26号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第26 議案第27号（質疑・討論・採決）

○議長（鰐本規之君）

日程第26、議案第27号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第27号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第27号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第27 議案第28号（質疑・討論・採決）

○議長（鰐本規之君）

日程第27、議案第28号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

今回、ふるさと納税について、歳入のほうでは6,000万の減額、歳出につきましては3,100万余りの減額という補正がなされております。

私個人的には、ふるさと納税に対しては、こういった物ですとといったことに対しては、行政側も、そして納税者側からも私は反対の立場でこれまで接してきましたが、この今回の理由を見ますと、返礼品の見直しによるふるさと応援寄附金の減額見込みというふうに書かれておりますね。

察するに、6,000万を寄附が減ったという中で、歳出に当たります返礼品が3,100万円余り減ったというふうに理解をいたしますが、この理由にあります返礼品の見直しによる寄附金の減額見込みといったことについて、もう少し詳細な説明を願いたいんですが。

○議長（鰐本規之君）

企画部長、大野部長。

○企画部長（大野一彦君）

このふるさと納税の寄附金につきましては、昨年、議会の全員協議会でも御説明をさせていただきましたように、総務省のほうから全国一律的に指導がございました。この指導の中身と申しますのは、まず1点目がいわゆる返礼率、これを従前は5割程度というふうにされておりましたものを3割に下げなさい。それからもう一点が、いわゆる資産性のあるものは返礼品から除外をしないと、こういったことでの指導がございまして、こういった指導によりまして、私どももそれに対応すべく返礼品の見直し、また返礼率等の見直し等を行いました結果、29年度の当初予算では1億円の歳入、寄附金を見込んでおりました。

その根拠となりますのは、平成28年度の決算が1億700万ほどの寄附をいただいております。29年度におきましても同様の寄附金が見込めるであろうという中で当初予算に計上させていただいたところでございますが、先ほど申しましたような国からの指導によりまして見直しをした結果、やはり顕著に影響が出て、現在3,500万強の寄附金にとどまっているという状況でございます。年度末を控えまして、若干もう少し寄附金が伸びるだろうという見込みの中で、今4,000万程度の見込みを立てた中で、今回6,000万の減額をお願いするというところでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（鰐本規之君）

黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

平昌オリンピックが終わりまして、あのカーリングの活躍した女子のチーム、北見市ではこのカーリングに対するふるさと応援というのがすごいふえておる、反響があつて。私はこれが本来のふるさと納税の姿だというふうに理解をしております。

今の説明を聞きますと、要は納税者、応援寄附金をする側が、返礼品が悪くなったんで寄附が減ったというふうに率直に捉えてよろしいですか。

○議長（鰐本規之君）

企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

黒田議員がおっしゃるとおり、本来の趣旨は、まさに今おっしゃるとおりだというふうに理解しております。

しかし、結果的にこういった数字を見る限り、あくまでも返礼品を、言い方が大変ちょっと申しわけございませんけれども、返礼品目当てというのが現実であろうというふうに理解をする中で、先ほどおっしゃられましたような、やっぱり本巢市を応援したい、こういったことをやるから寄附をしたいというような形の、ぜひこういった仕組みをこれからつくっていききたいなというふうには思っております、そういう中で新年度の予算にも再度1億円を計上させていただいて、本巢市に対して御寄附をいただけるように取り組んでいきたいというふうに思っております。

○9番（黒田芳弘君）

結構です。

○議長（鰐本規之君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

道下議員。

○11番（道下和茂君）

補正予算書の12ページの款06農林水産業費、項02の林業費で減額が3,251万7,000円ございます。獣害防除事業補助金でございますが、このことは多分、予算前に計画の段階で予算を組まれて、そうしてその予算が決まった後に事業を執行せよという制度になっておると思いますが、これがなぜこれだけの多くの減額になったかという理由は、私は少し聞いた範囲内では、事業体が計画した段階と実際に予算を組まれてきた段階で、その作業内容が変更になったため、経費が多くかかるので事業体が事業を執行しなかったというふうに解釈をしてよろしいですか。

○議長（鰐本規之君）

林政部長。

○林政部長兼根尾総合支所長（蜂矢嘉徳君）

ただいまの災害防除テープにつきましては、おっしゃられるように今年度の当初予算では、予算額が3,251万7,000円で260ヘクタールを実施する予定でございました。

しかし、今年度に入りまして、国が事業の見直しを図りまして、単価が半分以下に下がったということでございまして、それによりまして事業を実施することができないということで事業体が全部をなしにしたということでございまして、うちのほうの補助金も皆減となったわけでございます。

[挙手する者あり]

○議長（鰐本規之君）

道下議員。

○11番（道下和茂君）

多分聞いたところによりますと、杉の木が、ヒノキでもありますが、そこにテープを今まではぐるっと巻いていくという状況にプラスアルファして、ネットをかぶせるというようなものがセットになって前の単価で組まれておるから、単価が安くなったということなんですね。今後はそれほどのように考えておるのかな。

○議長（鐔本規之君）

蜂矢林政部長。

○林政部長兼根尾総合支所長（蜂矢嘉徳君）

国は、ネット巻きと、それからテープ巻きという歩掛かりを前は一緒に使っておったみたいなんですけれども、それを分離して2つの、手間が全然違いますので、その分、テープ巻きというのは単純にいいますと、軽いテープ、こん包のテープを巻くだけの話でして、ネット巻きはまた資材も当然持っていて巻くということで、手間が全然違いますので、歩掛かりを分離したと。前は1つの歩掛かりでやっておったのを分けたということを知っています。

○11番（道下和茂君）

わかりました。

○議長（鐔本規之君）

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第28号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第28号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第28号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第28 議案第29号（質疑・討論・採決）

○議長（鐔本規之君）

日程第28、議案第29号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

堀部議員。

○7番（堀部好秀君）

1点だけお聞きをします。

国保の県の一元化に伴って、各市町村の社会保障と予防・健康管理に対しまして、県から保険者努力支援分ということで補助金が出るようになっておりまして、本巢市は平成29年度の実績で平成30年度の予算に1,922万ほどもらえるというふうには予算のほうに載っております。

28年度の実績で、29年度にも470万ほどもらえるというふうにお聞きしているんですけど、これはもらえるのかももらえないのか、それが補正に計上していないので、もらえたら計上していない理由をお願いします。

○議長（鰐本規之君）

森市民環境部長。

○市民環境部長（森 寛君）

御質問の保険者努力支援制度につきましては、特定健診やがん検診の受診率の向上、糖尿病等の重症予防の取り組みなどとして、平成30年度から国費840億円の財政支援が行われていることになっております。

その前倒し分として、平成28年度につきましては150億円の財政支援が行われまして、本巢市に対しては、その取り分に対して470から480万円ほど特別調整交付金が交付されました。

29年度につきましては、国に保険者努力制度の取り組みにつきまして報告しておりますが、国はそれを点数化、全国集計し配分することとなっております。また交付額が未定のため、今回の補正には計上していない状況でございます。以上でございます。

○議長（鰐本規之君）

よろしいですか。

○7番（堀部好秀君）

もらえる予定ということやね。

○議長（鰐本規之君）

森部長。

○市民環境部長（森 寛君）

額は未定ですが、もらえるものと思っております。

○議長（鰐本規之君）

よろしいですか。

○7番（堀部好秀君）

はい。

○議長（鐔本規之君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第29号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第29号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第29号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第29号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第29 議案第30号（質疑・討論・採決）

○議長（鐔本規之君）

日程第29、議案第30号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第30号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第30号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第30号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第30 議案第31号（委員会付託省略）

○議長（鐔本規之君）

日程第30、議案第31号を議題といたします。

お諮りします。議案第31号については、委員会付託を省略し、各常任委員会においてそれぞれ所管に属する予算について協議を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第31号については委員会付託を省略し、それぞれ所管する各常任委員会において協議することに決定いたしました。

日程第31 議案第32号（質疑・委員会付託）

○議長（鐔本規之君）

日程第31、議案第32号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第32号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第32号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

日程第32 議案第33号（質疑・委員会付託）

○議長（鐔本規之君）

日程第32、議案第33号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第33号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第33号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

日程第33 議案第34号（質疑・委員会付託）

○議長（鐔本規之君）

日程第33、議案第34号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第34号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第34号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第34 議案第35号（質疑・委員会付託）

○議長（鐔本規之君）

日程第34、議案第35号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第35号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第35号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第35 議案第36号（質疑・委員会付託）

○議長（鐔本規之君）

日程第35、議案第36号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第36号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第36号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第36 議案第37号（質疑・委員会付託）

○議長（鰐本規之君）

日程第36、議案第37号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第37号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第37号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

散会の宣告

○議長（鰐本規之君）

以上で本日の日程は全て終了しました。

3月12日月曜日午前9時から本会議を開きますので、御参集ください。

なお、付託表と委員会の日時については、お手元に配付したとおりです。

本日はこれにて散会をいたします。どうもお疲れさまでございました。

午前10時05分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 鏑 本 規 之

署 名 議 員 今 枝 和 子

署 名 議 員 高 田 浩 視